

無線従事者免許証用の写真について

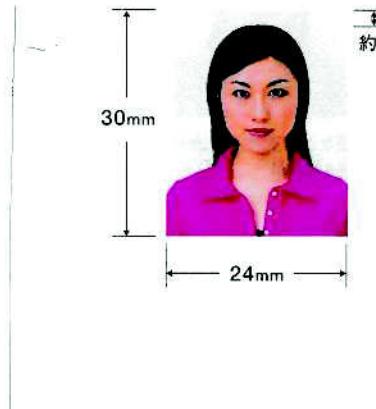
詳しくは、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む）へお問い合わせください。

無線従事者の免許、訂正、再交付の申請に使用する写真は、無線従事者規則により下記の大きさとなっていますので、以下の「適当な写真例」、「不適当な写真例」を参考に写真を提出してください。

適当な写真例

申請する資格によって写真の大きさが異なります。

指定の大きさを満たし、容易に人物を特定できるもの



主な注意点

- 1.申請者本人のみが撮影されたもの
- 2.6ヶ月以内に撮影されたもの
- 3.縁なしで各寸法を満たしたものの
- 4.無帽で正面を向いたもの
- 5.背景（影を含む）がないもの

不適当な写真例



上三分身より大きいもの



上三分身より小さいもの



目線が正面でないもの



顔が横向きのもの



顔が左右に寄っているもの



顔が左右に傾いているもの



背景の色が濃く人物を特定できないもの



顔に影があるもの



背景があるもの



人物が写り込んでいるもの



影があるもの



著しく変色しているもの



平常の顔貌と著しく異なるもの



幅の広いヘアバンド等により頭部が隠れているもの



照明が眼鏡に反射したもの



サンゴラスをかけているもの



前髪が目元にかかっているもの



上部余白がないもの

無線従事者免許証用の写真について

詳しくは、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む）へお問い合わせください。

書面で申請する方は、次の点に注意してください

- 1.写真専用紙を使用してください。
- 2.写真の裏面に申請する資格と氏名を記入した上で、確実にのりで貼り付けてください。

額、頬などに過度のテカリがあるものについては、免許証の写真が変色する場合があるため不適当です。

不適当な写真例



額に過度のテカリがあるもの

不適当な写真例



額などに過度のテカリがあるもの

眼鏡のフレームが目にかかるものやフレームが非常に太いものなどは不適当です。

不適当な写真例



眼鏡のフレームが目にかかるものの

不適当な写真例



フレームが非常に太く目や顔を覆う面積が多いもの

撮影時に目をつぶっていたり、はっきりと開けていないものは不適当です。

不適当な写真例



目をつぶっているもの

不適当な写真例



目をはっきりと開けていないもの

撮影時にピントが合っていないかかったり、手ぶれしてしまったために画像が不鮮明なものは不適当です。

不適当な写真例



ピンぼけにより不鮮明なもの

不適当な写真例



手ぶれにより不鮮明なもの

デジタル印刷の場合、ドット（網状の点）やジャギー（階段状のギザギザ模様）、インクのにじみなどがみられるものは不適当です。

不適当な写真例



ドットやインクのにじみなどがあるもの

不適当な写真例



ジャギーがあるもの

画像ファイルの過剰な圧縮等が原因となってノイズ（画像の乱れ）が発生しているもの、変形やマスキング（縁取り）などの画像処理を施したもののは不適当です。

不適当な写真例



ノイズがあるもの

不適当な写真例



画像処理を施したもの

撮影時に露出不足、露出过多のものは不適当です。

不適当な写真例



露出不足（露出アンダー）

不適当な写真例



露出過多（露出オーバー）

サンゴラスやヘアバンド以外にも、顔の器官が隠れるような帽子や衣服、布などの大きめの装飾品等は不適当です。

不適当な写真例



帽子によって頭部が隠れているもの

不適当な写真例



マスクで顔の下半分が隠れているもの



無線従事者資格の重複申請について

既に免許を取得していたにもかかわらず、それを失念してうっかり無線従事者免許の重複申請を行ってしまうことが多々発生しています。

既に無線従事者資格を取得されているかたが同一資格の免許を申請しても免許証は発給されません。

この場合、免許申請手数料及び免許申請書、氏名及び生年月日を証する書類等の免許申請に係わる書類は当局から返却されません。 養成課程を受けるにあたって各受講者に必ず確認してください。

なお、免許証を紛失している場合には、免許の再交付申請を行っていただくことになります。再交付申請の方法については、総務省電波利用ホームページに記載しております。

総務省電波利用ホームページ <http://www.tele.soumu.go.jp/j/musen/index.htm>

参考

- 1 無線従事者資格は有効期限はなく無期限です。
- 2 申請する資格より上級の資格をお持ちの場合は上級資格に操作範囲が含まれています。
※ 例えば第一級を有している場合、第二級と第三級の操作範囲が含まれています。
- 3 旧資格の免許証をお持ちのかたで新資格の免許証との関係がわからない場合は、下表にてご確認をお願いします。

現資格名	旧資格名	免許記号
第四級海上無線通信士	電話級無線通信士	D
第一級海上特殊無線技士	特殊無線技士(国際無線電話)	R
第二級海上特殊無線技士	特殊無線技士(無線電話甲)	V
第三級海上特殊無線技士	特殊無線技士(無線電話丁)	W
航空特殊無線技士	特殊無線技士(無線電話丙)	T
第一級陸上特殊無線技士	特殊無線技士(多重無線設備)	J
第二級陸上特殊無線技士	特殊無線技士(無線電話乙)	U
第三級陸上特殊無線技士		O

注:上記にない資格を有している場合(レーダー海特、国内電信特、アマチュアを除く)は当協会・養成講習部までご連絡ください。